令和８年第２回国東市議会定例会　追加提出議案

議案 第 55 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	Ｐ　１

議案　１件
計　　１件

議案第55号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月24日提出

国東市長　松　井　督　治

記

１．事故の内容

令和8年3月2日午後3時30分頃、国東市安岐町両子1879番地先、市道上払線の道路が突然陥没し、作業中であった重機を損傷させたもの。

２．損害賠償額　　676,610円

３．和解の内容

（１）　国東市は、相手方に対し、過失割合10割の676,610円を支払う。

（２）　相手方は、国東市に対して本件に関し、今後異議の申立をしない。